農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年3月7日

河北町長 森 谷 俊 雄

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北谷地地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和6年3月7日

- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - 〇 経営体数

法人 6 経営体

個人 68経営体

集落営農(任意組織) 4組 織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

- 5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸 し付ける
 - ○担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則 として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6. 地域農業の将来のあり方
 - ○農家の高齢化が進んでいるうえ集約が進まない。農地が貸しに出された 場合は隣接する担い手が請け負うことで集約化含め対応する。
 - ○樹園地の耕作放棄地が問題となっているため、地域外農家の参入を推奨 することで担い手の確保に努める。
 - ○貸しに出す時期など、所有者の考えが公になっていないことが農地利用 の効率化の弊害となっている。農業に限らず、地域の集まりの際に積極 的に情報収集及び共有を行う。